

## クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則の概要

### 第1 概要

クリーニング業法施行規則及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第115号）により、クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号。以下、「施行規則」という。）が令和7年11月20日に改正され（令和8年4月1日施行）、クリーニング師の資格に係る手続の書類に明記する事項が施行規則において示されたことに伴い、クリーニング業法施行細則（昭和56年千葉県規則第76号）に関し、所要の改正を行った。

### 第2 改正の内容

- 1 第11条及び別記第8号様式中の「第8条」を「第8条第1項」に改めた。
- 2 別記第5号様式、別記第6号様式、別記第7号様式及び別記第8号様式に「性別」及び「個人番号」の項目を新たに加えた。
- 3 別記第5号様式中の「本籍」を削除した。

### 第3 施行期日

令和8年4月1日